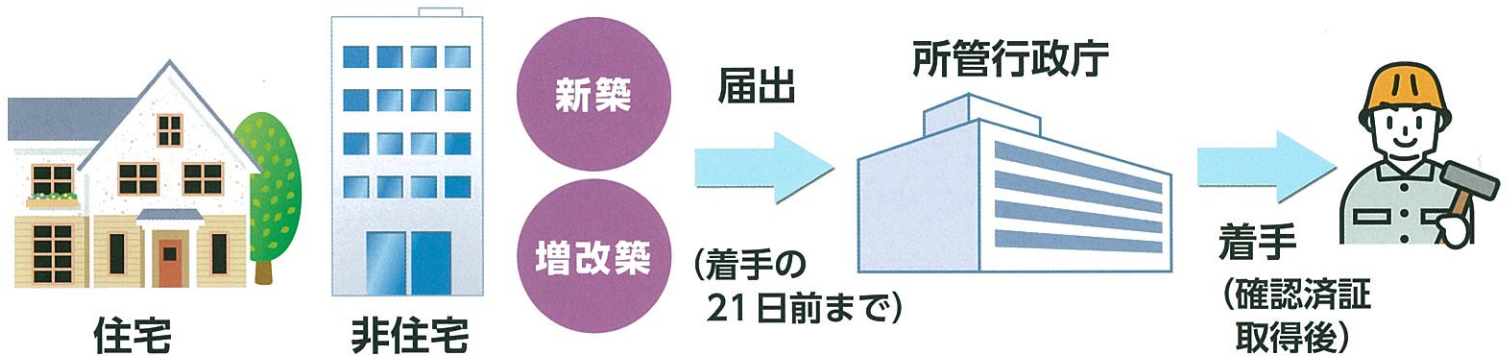


# 忘れていませんか？ 省エネ計画の届出

「300m<sup>2</sup>以上の建築物の新築、増改築」をする場合、建築物省エネ法により、建築主は、工事を着手する日の**21日前までに所管行政庁へ省エネ計画の届出**が必要です。  
(基準適合義務の対象となる2,000m<sup>2</sup>以上の非住宅建築物の新築等については届出は不要です。)

対象：建築物（住宅・非住宅）300m<sup>2</sup>以上



○省エネ計画が、**省エネ基準に適合していない場合**には、

所管行政庁が計画の変更等の **指示、命令** を行うことがあります。

○届出を怠った場合又は、虚偽の届出をした場合で、

工事に着手したときは、**50万円以下の罰金** が科されることがあります。

○現行省エネ法に基づく 修繕・模様替え、設備の設置・改修の際の

省エネ計画の届出については、平成29年3月31日をもって **廃止**。